

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月28日 静岡地方法務局清水出張所 登記官 杉山賀彦

記

- 1 手続番号
第0806-2024-4014号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
静岡市清水区蒲原四丁目684番
- 3 地目
畑
- 4 地積
294平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
〒420-8650
静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
静岡地方法務局不動産登記部門所有者不明土地対策室
電話：054（254）3555